

|      |         |
|------|---------|
| 大学名： | 宇都宮短期大学 |
|------|---------|

### 児童生徒性暴力等の防止等に関する措置の実施計画（令和9年度）

#### ① 教育実習等の事前・事後指導における実施計画

教育実習の事前・事後指導において、児童生徒性暴力等の防止等に関し以下の指導を行う。

- ・ 法令の趣旨と概要、関連法規の紹介、文部科学省の動画視聴
- ・ 新聞等の記事を活用したグループワーク
- ・ 実習中の具体的禁止行為（私的な SNS の交換、個人的接触、児童生徒等と一対一になること等）に関する資料配布と解説及びグループワーク
- ・ 児童生徒への具体の対応方法の解説及びグループワーク
- ・ 実習先が定める遵守事項の確認
- ・ 実習前の誓約書の提出
- ・ 実習中に生じた事例のふりかえりや改善点の共有

#### ② 教職課程の授業における実施計画

コアカリキュラム「教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）」の（3）教員の職務内容において、同法の趣旨・概要について文部科学省の動画視聴も含め解説や事例紹介を行うとともにグループワークを実施する。

#### ③ 教職課程の授業外における実施計画

- ・ 入学式後のオリエンテーションの際に、新入生及びその保護者へリーフレットを配布し説明する。
- ・ 学生からの質問や相談に随時対応できるよう、オフィスアワーの周知、活用や学生相談室との連携を行っている。

#### ④ その他の実施計画（こども性暴力防止法への対応を含む。）

- ・ 学生が実習を履修する前に、特定性犯罪前科がないことについての誓約書や実習先への個人情報提供等に関する同意書の提出を求めている。
- ・ 短期大学ホームページに児童生徒性暴力等の防止等に関する情報を掲載し、教育職員免許状の取得希望者に対し入学前からの周知を図っている。

#### ⑤ 実施体制

教職課程運営委員会と教職・実習委員会が主となり、教務委員会や学生委員会、キャンパス・ハラスメント委員会等と連携し全学的に実施している。